

□危険ブロック塀等改善事業補助に関する Q&A

No.	Q 質問	A 回答
受付・申請について		
1	申請にはどんな手続きが必要なのか。除却を考えているブロック塀等が、補助対象になるのか、調べて欲しい。	<p>交付申請の対象となる危険ブロック塀等に該当するかどうかを判断するため、まず、事前調査の申請が必要になります。</p> <p>申請には、事前調査申請書のほか、ブロック塀等の点検表、付近見取図、配置図（危険ブロック塀等の位置を示したもの）、現況写真（カラーで全景及び危険箇所が分かるもの）が必要となります。</p> <p>申請書は、建築指導課窓口にあるほか、市ホームページ（https://www.city.hitachi.lg.jp/machizukuri_kankyo/kenchiku/1002181.html）からダウンロードできます。</p> <p>なお、お電話をいただければ、現地調査時に事前申請書様式をお渡しし、その場で記入いただくこともできますので、気軽にお問い合わせください。</p>
2	補助申請を行うかはわからないが、ブロック塀の状態を確認して欲しい。	上記1の事前調査の申請をしていただければ、現地調査を行い、ブロック塀等の安全性を確認し、結果について回答いたします。
3	事前調査申請書にブロック塀等の点検表があるが、これは誰が行うのか。	<p>点検には建築士等の資格は必要ありません。申請者ご自身が点検してください。</p> <p>点検が難しい場合は、市が現地調査時に記入します。</p>
補助の対象について		
4	対象となるブロック塀等とは、どのようなものか。	<p>次の要件を全て満たすブロック塀等*。</p> <p>(1)避難路等*に面していること</p> <p>(2)道路面からの高さが60cmを超えるもの</p> <p>(3)市が実施する事前調査にて危険と判定されたもの</p> <p>※ブロック塀等：コンクリートブロック造や組積造（大谷石積等）など</p> <p>※避難路等：住宅（事務所、店舗等を含む）から指定避難所までの経路、緊急輸送道路又は小中学校の通学路</p>
5	隣の敷地との境界にあるブロック塀の除却は対象となるのか。	<p>補助の対象となりません。</p> <p>補助対象となるブロック塀等は、避難路等に面するものになります。</p>
6	既に工事が完了しているが対象となるのか。	事業の交付決定前に着手した工事は、補助の対象となりません。
7	軽量フェンスや生垣のみを設置する場合には対象となるのか。	<p>補助の対象となりません。</p> <p>軽量フェンスや生垣の設置は、除却した危険ブロック塀等の代替として設置する場合は対象となります。</p>
8	ブロック塀等に付随する門柱・門扉の除却工事は対象となるのか。	<p>ブロック塀等と構造が一体となっている門柱・門扉の除却工事は対象となります。</p> <p>なお、見積の際には、門柱・門扉除却工事とブロック塀等除却工事を分けて算出するようお願いいたします。</p>

9	ブロック塀等には、一部軽量フェンスとしている部分があるが、補助の対象となるのか。	ブロック塀等と構造が一体であり、No.5の要件を全て満たすものは、補助の対象となります。 なお、見積の際には、軽量フェンス除却工事とブロック塀等除却工事を分けて算出してください。
10	ブロック塀等の除却後、木柵の設置は補助の対象となるのか。	対象となりません。 補助対象となるのは、ブロック塀等の除却後に設置する軽量フェンス又は生垣のみとなります。
11	ブロック塀 10m を除却した後に、軽量フェンス 15m を設置する場合は、対象となるのか。	軽量フェンスの設置長さは、除却するブロック塀等の長さまでとなりますので、10mまでが補助の対象となります。
12	ブロック塀の下部がコンクリートブロックによる土留めとなっているが、ブロック塀の部分の除却は補助対象となるのか。	残置するコンクリートブロックによる土留め（土圧を受けている部分）の高さが 60cm 以下で、かつ、健全な状態（傾きやクラックが無いなど）である場合、上部のブロック塀は一部除却として補助の対象となります。
13	ブロック塀に基礎がない場合は、一部除却は可能か。	ブロック塀に基礎がない場合は、ブロック塀が全部除却されなければ、補助の対象となりません。
14	道路が二方向に面しているが、予算がないため、片方だけを除却することはできるか。	申請は、道路に面する全部ではなく、片方だけでも可能です。 ただし、補助金の申請は、敷地に対して 1 回のみとなりますので、工事完了後に残りのブロック塀等の補助申請をすることはできません。
15	2 項道路に面したブロック塀等是一部除却できるか。	建築基準法 42 条 2 項道路に面する場合、道路後退用地内にあるブロック塀等（土留を含む）は、全部を除却する必要があります。 なお、軽量フェンスや生垣を設置する場合は、工事を始める前に道路後退杭を設置し、建築指導課による現地確認を受けてください。
16	除却を今年度、軽量フェンスの設置を来年度行うことは可能か。	補助を受けられるのは 1 回のみであり、年度をまたがっての工事はできないため、除却工事のみが対象となります。
17	道路に勾配があり、ブロック塀等が 60cm を超える部分と 60cm 以下の部分があるが、どの部分が対象となるのか。	対象となるブロック塀等は 60cm を超える部分であり、60cm 以下の部分は補助対象となりません。
18	道路に勾配があり、ブロック塀等の下に、擁壁（土圧を受けている部分）として 60cm を超える部分と 60cm 以下の部分があるが、どの部分が対象となるのか。	対象となるブロック塀等は土圧を受けている擁壁部分が 60cm 以下であり、残存する擁壁部分にクラックや変形がない健全な状態である場合、上部のブロック塀は一部除却として補助の対象になります。 土圧を受けている擁壁部分が 60cm を超える場合は、安全な擁壁への改修が行われなければ、補助の対象となりません。
補助の対象者について		
19	法人の所有するブロック塀等も対象となるのか。	要件を満たせば、対象となります。

20	ブロック塀等を共有名義で所有している場合でも申請は可能か。	可能ですが、除却することについて、他の共有者の同意が得られていることを示す書面が必要となります。 なお、市の参考様式である、誓約書兼同意書の書面でも申請が可能です。
21	ブロック塀等を兄弟で相続したが、申請は可能か。	可能ですが、除却することについて、他の相続人の同意が得られていることを示す書面が必要となります。なお、市の参考様式である、誓約書兼同意書の書面でも申請が可能です。
22	市外に住んでいるが対象となるか。	ブロック塀等が市内にあり、要件を満たしていれば補助の対象となります。
その他		
23	申請者が自らブロック塀等の除却をする場合には、対象となるのか。	対象となりません。 補助対象事業は、次の方が施工した工事であればなりません。 (1)市内に本店、支店若しくは営業所等を有する法人又は個人事業者 (2)危険ブロック塀等の除却工事は、建設業法に規定する建設業者又は建設リサイクル法に規定する解体工事業者